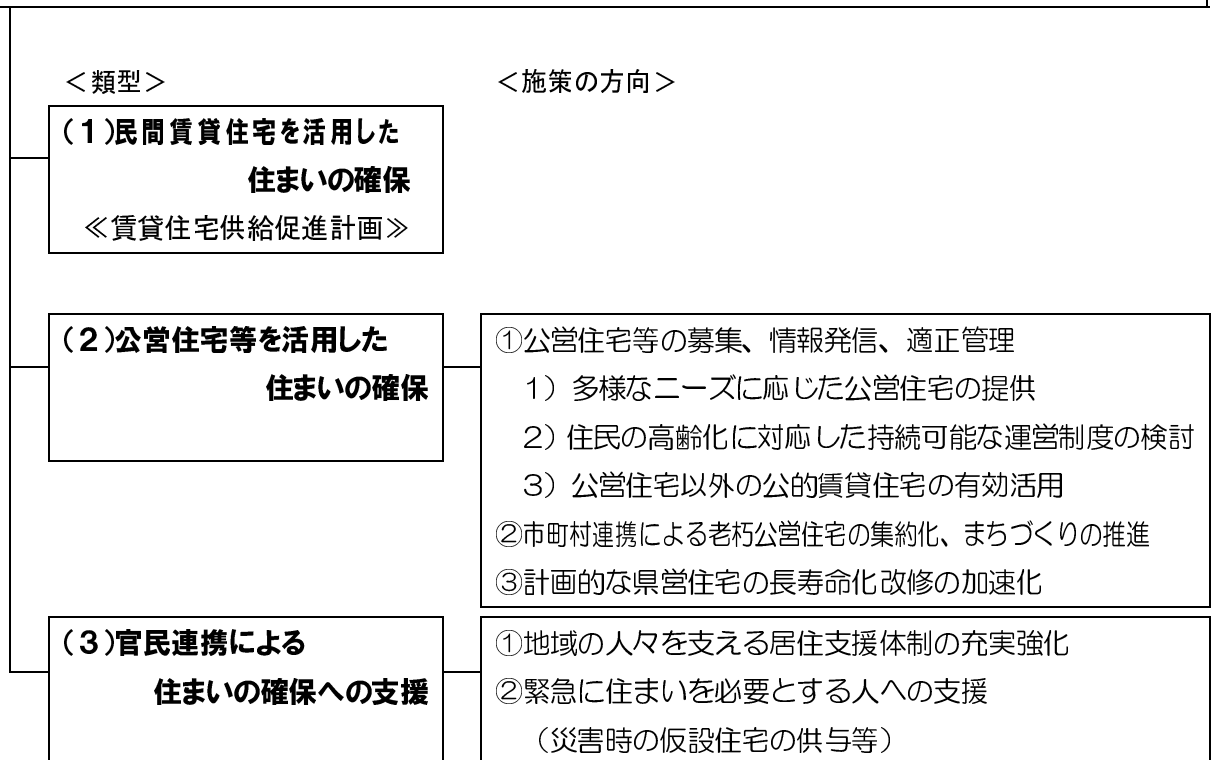


方針2 住まいを必要とする人を支える

低所得者や高齢者、障害者、ひとり親世帯、子育て世帯、DV被害者など、多様化する住宅確保要配慮者を含むすべての県民の居住の安定を確保するため、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を確保するとともに、個々の生活課題や不安に寄り添い、住まいの確保や入居後の生活の安定を支える市町村の住宅部局・福祉部局や不動産事業者・福祉事業者等との連携強化を図ります。

方針2 住まいを必要とする人を支える

《高齢者居住安定確保計画》




(1) 民間賃貸住宅を活用した住まいの確保

低所得者・高齢者・障害者・ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者については、入居後の病気や死亡時の対応、家賃の未払いなどの懸念から、民間賃貸住宅への入居を断られる場合があるなど、居住の安定確保にあたって大きな課題となっています。

こうした課題を背景に、平成29年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律が施行され、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録制度など、「新たな住宅セーフティネット制度」が本格導入されました。《賃貸住宅供給促進計画 関連計画1》に基づき、民間事業者に対し、民間賃貸住宅ストックや空き家のセーフティネット住宅登録を促進するとともに、福祉部局や市町村と連携して同制度の県民への周知に取り組みます。また、セーフティネット住宅制度

の活用実態の把握につとめ、より効果的な制度運営を目指します。

加えて、《高齢者居住安定確保計画  関連計画 2》に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅の供給促進を図ります。

主な取組施策

取組施策	概要	事業主体
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進。	国、県
サービス付き高齢者向け住宅の適正な供給・管理の推進	高齢者住まい法に基づき、バリアフリー性能と見守り等のサービスを有するサービス付き高齢者向け住宅の登録を促進。	県、市町村、民間
障害者福祉施設整備事業	民立障害福祉施設の整備に対し補助。	県

(2) 公営住宅等を活用した住まいの確保

① 公営住宅等の募集、情報発信、適正管理

1) 多様なニーズに応じた公営住宅の提供

低所得者、高齢者、障害者、ひとり親等、市場において適正な居住水準の住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者に対しては、公営住宅の供給を核として居住の安定の確保を行ってきました。

今後も引き続き、空き住戸の公募情報の周知や、住宅困窮度の高い住宅確保要配慮者に対する公営住宅の優先的な提供、家賃滞納者や不正入居者への指導等を通じ、真に住宅に困窮されている方が必要な支援を受けられるよう、公平かつ適切な入居管理を進めます。

他方、結婚生活や子育ての出費を負担に思う傾向は高まっており、また、経済的理由により理想の子ども数を持たない若年世帯あるいは子育て世帯が増加しています。こうした世帯に対して、安心して子どもを産み育てやすい住まい・居住環境を整備できるよう、県営住宅の外壁・空き住戸のリノベーションや建替等を通じ、子育て世帯向けの住戸の整備や供給を促進し、子育て世帯に対する支援拡大を図ります。

2) 住民の高齢化に対応した持続可能な運営制度の検討

公営住宅では、高齢単身世帯の増加に伴い、清掃等の環境整備や共益費の徴収など、円滑な自治会活動に支障が生じている団地が増加してきています。将来にわたり適切な維持管理が継続できるよう、空き住戸の募集・活用等を通じ県営住宅内のコミュニティバランスの維持や地域の暮らしを支える拠点整備を図るとともに、施設管理者である公共団体と住民・自治会との共用部等の管理に係る役割分担や費用分担等のあり方について検討を進めます。

3) 公営住宅以外の公的賃貸住宅の有効活用

都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅は、低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者にも利用可能な住宅として供給されてきました。また、近年は、団地の特性や地域の需要に応じて、高齢世帯向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給のほか、地域医療福祉拠点化の推進などの取組も進められているところです。

一方で、南部・東部地域においては、若年層の定住促進等のため、県の技術支援の下、市町村により地域優良賃貸住宅の整備も進められています。

今後も、都市再生機構や市町村と連携しながら、こうした公的賃貸住宅の維持・充実に促進するとともに、公営住宅との連携を推進しつつ有効活用を図り、住宅確保要配慮者への情報提供の充実に取り組めます。

主な取組施策

取組施策	概要	事業主体
公営住宅等の募集、情報発信、適正管理		
公営住宅の整備・管理	公募による入居者の募集、適正管理を実施。	県、市町村、民間
県営住宅等の家賃債務保証業者制度の導入	自然人の連帯保証人が確保できない方に対しても県営住宅を提供できるよう制度を導入。同様の仕組みを市町村営住宅へ周知・展開を実施。	県
特に困窮度の高い世帯の県営住宅への優先入居	住宅に困窮する低所得者のうち、特に困窮度が高い高齢者、障がい者、ひとり親世帯、DV 被害者等について、別枠を設けて募集を実施。	県
県営住宅における子育て世帯向け住戸の整備・供給	県営住宅の外壁・空き住戸のリノベーションや建替等を通じ、子育て世帯向けの住棟・住戸の整備・供給を推進。	県
奈良県地域住宅協議会及び専門部会	公営住宅等の管理に係る課題を共有し、適正管理に向けた対応方策等について協議。	県、市町村
建替団地におけるコミュニティミクスに配慮した入居の推進	建替時に、従前居住者用の住宅の供給とあわせて、若年世帯や子育て世帯の入居を推進。	県、市町村
公営住宅以外の公的賃貸住宅の有効活用		
高齢者世帯向け地域優良賃貸住宅（健康寿命サポート住宅）の供給	高齢者世帯向け地域優良賃貸住宅（健康寿命サポート住宅）を供給。	(独)都市再生機構
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の供給	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅を供給。	(独)都市再生機構
地域優良賃貸住宅の供給 再	県内外からの住替え・定住を促進するため、市町村が実施する地域優良賃貸住宅の整備を支援。	国、県、市町村

② 市町村連携による老朽公営住宅の集約化、まちづくりの推進

多くの県営住宅ストックは老朽化が進んでいます。耐用年数が既に超過している住棟をはじめ、経年により深刻な老朽状態にある団地については、老朽化した県営住宅から比較的新しい県営住宅やセーフティネット住宅等への住み替えを促進するとともに、順次集約建替等を通じ用途廃止する方針とします。建替事業の実施にあたっては、生活利便性が確保され災害危険性の少ない立地状況であることや、市町村と連携してまちづくりに取り組めることなど、団地の持続可能性や事業の効率性を考慮して検討し、建替住棟についてはバリアフリー性や省エネ性能の確保を図ります。また、集約時に生じた跡地等を活用し、入居者のみならず、地域の人々の暮らしを支える拠点作りを推進します。

同様に、市町村営住宅においても老朽化が進んでおり、県と市町村の連携による事業実施を含め、各市町村の実情に合わせた建替・集約化や改修等を支援します。

県と市町村の連携や民間事業者のノウハウの活用を進めることなどにより、事業の効率化と入居者サービスの向上を図るとともに、地域のまちづくりとの融合や地域の防災性の向上に努めます。

主な取組施策

取組施策	概要	事業主体
県営住宅建替事業（近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業） 	県と桜井市のまちづくり基本協定（H27.7）に基づき、桜井県営住宅敷地を活用した拠点整備を推進するため、桜井県営住宅の建替事業を実施。建替による余剰地には子育て・高齢者支援施設の整備等を検討し、地域の生活拠点づくりを推進。 	県、市町村
県営・市営住宅連携建替事業（御所市）	県と御所市による県営・市営住宅の連携建替事業を検討。建替による余剰地には生活サービス施設の整備等を検討し、地域の生活拠点づくりを推進。	県、市町村

③ 計画的な県営住宅の長寿命化改修の加速化

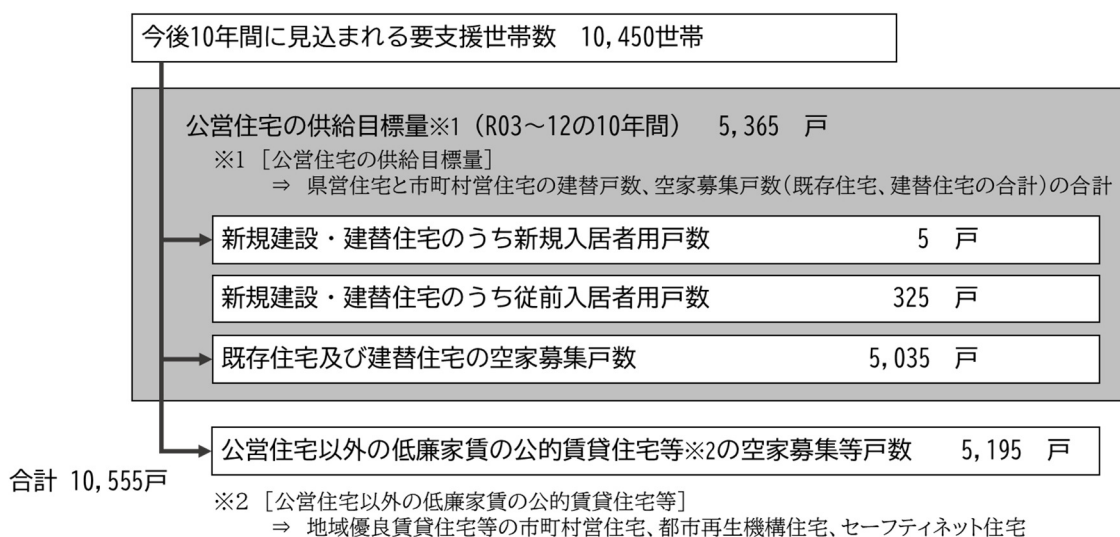
耐用年数を超過していないなど、老朽化の進行が軽度であり、引き続き長期的な利用が見込める県営住宅については、計画的に外壁改修や屋上防水等の改修を適切に進めることで建物の長寿命化を図ります。

また、県営住宅の仕様と居住ニーズとのミスマッチを解消するため、浴槽設置等の居住環境の向上に取り組みます。

主な取組施策

取組施策	概要	事業主体
県営住宅ストック総合改善事業	建物や設備の長寿命化及び居住機能の向上を図るため、屋上防水改修や外壁改修、給水設備の更新、浴槽の設置等を実施。	県

以上の取り組みを通じ、今後10年間に見込まれる要支援世帯数を踏まえ定めた以下の公営住宅供給目標量の達成を目指します。また、今後、更なる人口減少や老朽住戸の増加が見込まれることから、要支援世帯数の将来見通しを踏まえた適切な公営住宅供給目標量を維持しつつ、長期的な管理戸数の縮小・適正化にも取り組んでいきます。



(3) 官民連携による住まいの確保への支援

① 地域の人々を支える居住支援体制の充実強化

住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、セーフティネット機能を担う民間賃貸住宅や公営住宅等の住宅の確保といったハード面の取り組みに加え、こうした住宅への入居や居住継続を支援するプレイヤーの確保や、当該プレイヤーのネットワークの構築等のソフト面の取り組みが重要です。

住宅確保要配慮者の住まい探しの支援や入居後の生活支援を行う福祉事業者や、住宅確保要配慮者の住まいの仲介に積極的に取り組む不動産事業者等の掘り起こしに組み込み、居住支援法人としての指定を促進します。また、こうしたプレイヤーをはじめ、市町村の住宅・福祉部局、関連団体等が連携して課題に対応できるよう、居住支援協議会等を通じたネットワークの強化に取り組みます。

また、官民が供給する住宅確保要配慮者向けの住情報や家賃債務保証等の関連サービス

情報は多様かつ分散しています。例えば高齢者向けの住まいを探すにあたっては、セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホームなど、それぞれの制度や運営主体ごとに情報を入手する必要があります。住宅確保要配慮者が円滑に個々人の生活事情・経済事情に見合った住まいに入居できるよう、情報の一元化に取り組みます。

主な取組施策

取組施策	概要	事業主体
居住支援体制の構築に向けたセミナー・検討会の実施	居住支援体制の構築に向けた課題や事例の整理・共有を行い、機運醸成や課題解決、関連主体のネットワーク強化等を促進するため、関係者の横断的な連携のもとセミナーや検討会を実施。	県、市町村、民間
居住支援法人の指定の推進／活動支援	住宅セーフティネット法に基づき、住まいの相談・情報提供や入居後の見守りなどの生活支援等の居住支援を行う法人を居住支援法人として指定。指定法人について、ネットワークの構築や活動経費を支援。	国、県、民間
市町村居住支援協議会の設立支援	市町村における居住支援の取り組みを促進するため、県が他市町村の居住支援の取り組み事例や組織などの紹介や助言等を行うことにより、市町村における居住支援協議会の設立を支援。	県、市町村
住宅困窮者に配慮した家賃債務保証制度の活用促進	家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができるものとして国が登録した事業者や（一財）高齢者住宅財団が提供する家賃債務保証制度等の情報を発信し、住宅確保要配慮の賃貸住宅への入居の円滑化を促進。	県、民間
なんでも相談会の実施	毎日の生活の中で、法律や福祉などについて悩み事に対して、弁護士や社会福祉士、相談支援専門員等がチームを組んで包括的に相談に対応。	県、市町村、民間

② 緊急に住まいを必要とする人への支援（災害時の仮設住宅の供与等）

災害発生時に速やかに被災者の居住の安定確保を図るため、平常時より応急仮設住宅の供給等に係る体制整備を進める必要があります。建設による応急仮設住宅の供給に加え、民間賃貸住宅等を応急借り上げ住宅として活用できるよう、市町村や周辺府県、関係団体等との連携体制の構築を進めます。

また、災害発生時において被災者の住宅再建や被災住宅の応急修理等に関する相談窓口の設置が円滑に行われるよう、平常時より市町村、住宅金融支援機構、建築士・弁護士等の専門家の関係団体との連携を図ります。

加えて、県内のみでなく近隣府県で発生した大規模災害時においても、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家等を被災者用の住居として迅速に提供できるよう、市町村や福祉部局と連携し受入体制の整備を進めます。

主な取組施策

取組施策	概要	事業主体
大規模災害時における民間賃貸住宅の活用	(公社) 全日本不動産協会奈良県本部、(公社) 奈良県宅地建物取引業協会、(公財) 日本賃貸住宅管理協会、(公財) 全国賃貸住宅経営者協会連合会と連携推進協議会を設立し、大規模災害時の応急借り上げ住宅の供給を適切かつ円滑に実施する体制を整備。	県、民間
大規模災害時における応急仮設住宅の供給の体制の構築	県と(社) プレハブ建築協会が協定に基づき、災害時における応急仮設住宅の円滑な建設を図る体制を整備。	県、市町村、民間
木造応急仮設住宅の事例周知及び供給体制の構築検討	地域の気候・風土に馴染み、地域産材を活用した十津川村や野迫川村の応急仮設住宅等の事例について周知するとともに大規模災害時における木造応急仮設住宅の供給の体制の構築を検討。	県、市町村、民間
災害被災者への公営住宅の提供	利用可能な公営住宅の空き住戸等を被災者用の住居として迅速に提供できるよう、市町村や福祉部局と連携し受入体制を整備。	県、市町村

関連計画1 《奈良県賃貸住宅供給促進計画》

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、奈良県賃貸住宅供給促進計画を以下の通り定める。

1. 奈良県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から5号までに定める者及び同法施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者に加え、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、性的マイノリティ、UIJターンによる転入者のほか、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく奈良県住生活基本計画（令和4年2月）（以下「住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第10条第5項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2. 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

県基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間で連携し、推進する。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 登録住宅（共同居住住宅以外）の規模に関する基準について

施行規則第11条に規定されているとおりとする。

② 共同居住型住宅の登録住宅の規模に関する基準について

施行規則第11条ただし書き第12条第2号ロに基づく国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号）第2条のとおりとする。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

登録事業者に対し、制度の適正な運用を図るため、入居対象者の範囲の適切な設定・入居者の個人情報保護の徹底等について、周知啓発及び指導監督を的確に行う。

また、賃貸人等に対し、住戸改善や適切な維持管理・計画的な修繕の実施等について普及啓発を図るとともに、居住支援協議会や関係団体と連携し、制度が円滑に運用されるよう努める。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は令和5年度から令和12年度の8年間とする。

関連計画2《奈良県高齢者居住安定確保計画》

高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）第4条に基づき、奈良県高齢者居住安定確保計画を平成26年9月に策定。その後、本県の高齢者を取り巻く社会情勢の変化や、高齢者の住まいに係る施策の取組状況等を踏まえ、平成31年3月に改定を行った。

今般、同計画を奈良県住生活基本計画に位置づけ、一体的な計画体系とした上で、奈良県高齢者居住安定確保計画を以下の通り定める。

1. 高齢者居宅生活支援体制が確保された賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

(1) サービス付き高齢者向け住宅※及び有料老人ホーム※

令和12年度までに、約9,600人分の供給を目指す。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものも含む。

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、混合型特定施設、

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院

「奈良県 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」に基づき、需要量を勘案しながら供給を促進する。

2. 目標を達成するための実施施策の方針

方針1. 高齢者の住まいの確保への支援

(1) 高齢者が住みよい賃貸住宅等の供給の推進

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、高齢者の入居を拒まないセーフティネット住宅の適正な供給を促進し、入居後も安心して住み続けられるように適正な管理を促進する。

また、県営住宅については、新設住棟を中心に、中層住宅へのエレベーターの設置や、住戸内・集会所のバリアフリー化について検討し、高齢者にとっても住みやすい住まいの供給を推進する。

(2) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくりの促進

高齢になっても住み慣れた住まいで安全・安心に暮らせるよう、住まいの耐震化やバリアフリー化等を促進し、安心してリフォームが実施できる環境を整備する。

また、災害により住まいが被災した場合においても、速やかに復旧できるように環境を整備する。

方針２．高齢者が地域に住み続けるための支援

(1) 医療・介護・生活支援サービスの充実

民間事業者や社会福祉法人等の多様な主体による生活支援サービスの参画等を推進するとともに、「奈良県 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」に基づき、要介護者の増加に対応し、高齢者が身体状況等に応じた望ましい日常生活を営むために必要な医療サービスや介護サービス等の拡充を図る。

また、地域の日常生活の支援ニーズに対応するため、民間事業者や地域住民等との連携により、高齢者の日常生活への支援の充実を図る。

(2) 高齢者等の暮らしを支えるまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、県有地を活用して、医療・福祉サービス施設、暮らしに必要な施設等の導入を検討するまちづくりの取り組みを推進する。

また、医療・福祉・商業施設等の生活サービス施設や居住を一定の区域に誘導する取り組みや地域コミュニティの拠点づくりの支援等を行い、高齢者を含め、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりを促進する。

(3) 高齢者の暮らしを支えあう住まいづくりの促進

県内の中山間地域や過疎地域においては、周辺に公共施設や店舗など日常生活に必要な施設がなく、また公共交通機関の利用が不便な地域がみられる。

このような地域においては、地域の拠点に集住するという取り組みの検討も考えられる。

方針３．高齢者の住まいへの包括的な支援

(1) 住まいに関する情報提供

高齢者が身体機能や生活環境の変化等により、住み替えを希望される場合に、ニーズにあった適切な住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅等の情報提供や住み替えを支援する取り組みを行う。

(2) 多様な主体による居住支援の促進

高齢者が公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等への住み替えに際して、円滑に住み替えができるよう、居住支援法人やNPO法人、社会福祉法人等の多様な主体による居住支援の取り組みを促進する。

3. 奈良県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録について、法^{*1}第7条第1項第9号に基づき奈良県高齢者居住安定確保計画に照らして適切であると認めるものとして、及び共同省令^{*2}第15条第1項に基づき同第8条から第11条までの規定による基準を強化し又は緩和するものとして次の(1)から(5)のとおり規定する。

なお、本基準は令和5年12月1日以降に登録の申請を受け付けたものについて適用する。

- (1) 各居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合において「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分にて高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」の基準（共同省令第8条）
- ① 各居住部分の床面積の合計及び食堂、台所等の共同利用部分の床面積の合計が、全居室数に25㎡を乗じて算出された床面積以上である場合は、各居室の面積を18㎡以上とすることができる。
 - ② 共同利用部分とは、共用部分のうち入居者が居住の用に供するため共同して自由に利用する部分であり、共同利用部分の面積算定には、玄関ホール、共用階段、共用廊下、エレベーター、エレベーターホールなどの特定の目的のみに利用する部分及び入居者以外の者（併設されるデイサービス施設等の利用者）が利用する施設部分などは含まない。
- (2) 各居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」の基準（共同省令第9条ただし書き）
- ① 共同して利用するための台所
 - ア 共同して利用する台所にはコンロ（2口以上）、シンク及び調理台を備えたものであること。
 - イ 作業場を含めた台所部分の確保等入居者の使用に配慮した配置とすること。
 - ウ 食事の提供サービスを実施しない場合は、居住部分のある階ごとの住戸数の半数以上が同時に利用できる台所が備えられていること。
 - エ 食事の提供サービスを実施する場合は、居住部分のある階ごとの住戸数で概ね20戸に1箇所以上の台所が備えられていること。
 - オ 食事の提供サービスを実施する者が利用する調理設備は、入居者が共同利用できる調理設備とは認められない。
 - ② 共同して利用するための収納設備
 - ア 施錠可能な個別の収納設備を、各居住部分に収納設備を備えていない居住部分の数と同数以上備えられていること。
 - イ 個別の収納設備を備えていない倉庫等は、共同して利用するための適切な収納設備とは認められない。

③共同して利用するための浴室

- ア 浴室には、浴槽及び洗い場等が備えられていること。
- イ 浴室を設けていない居住部分の入居定員 10 人につき 1 人分（10 人以下の場合は 2 人分）以上の入り口の段差解消、手すり設置等高齢者に配慮した仕様の浴室を備えられていること。
- ウ 各居住部分のある階ごとに浴室を備えていること。ただし、各居住部分のある階から浴室のある階まで移動できる高齢者に配慮したエレベーターが備えられている場合はこの限りでない。
- エ 入居者の特性（男女別、介護度合い等）に応じて適切に入浴できる環境が確保される入浴計画を作成し提出すること。

(3) 各居住部分の基準

- ①台所には、コンロ（設置可能な場所の確保のみでも可）、シンク及び調理台が備えられていること。
- ②収納設備は、固定式のものであること。
- ③浴室には、浴槽及び洗い場等が備えられていること。
- ④各居住部分には、施錠可能な玄関扉を備えられていること。

(4) 入居者の公募に関する基準

入居要件は、法第 7 条第四号に規定する入居者資格の範囲内で、サービス付き高齢者向け住宅の計画内容に適切に対応できるよう定めなければならない。

(5) 地域の実情に対する適切な配慮

登録の申請を行おうとする事業者は、事前に、サービス付き高齢者向け住宅の計画の概要について、所在しようとする市町村の住宅部局及び福祉部局に対して説明を行うこと。




※ 1 法：高齢者住まい法

※ 2 共同省令：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

4. 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年間とする。

方針2 「住まいを必要とする人を支える」の成果指標

指標名	近年の推移	目標
セーフティネット住宅の登録数	0戸 (～H29)  4,016戸 (～R3)	—
	専用ホームページ等を通じ制度周知を実施。	
サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの供給戸数	7,182戸 (～H30)  8,088戸 (～R3)	9,600戸 (～R12)
	専用ホームページ等を通じ制度周知を実施。	
居住支援法人の数	2法人 (～H29)  8法人 (～R3)	—
	居住支援協議会や関連セミナー等を通じ、ネットワークの強化を図る。	

(参考指標)

指標名	参考指標 (近年の推移)	
最低居住水準未満世帯率 (住宅・土地統計調査より)	2.4% (H25)	2.4% (H30)
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (住宅・土地統計調査より)	47.1% (H25)	45.4% (H30)